

会 議 記 録			
会 議 の 名 称	決算特別委員会 環境厚生分科会		会議場所 第1委員会室 担当職員 池永
日 時	平成27年9月24日(木曜日)	開 議	午前 10 時 30 分
		閉 議	午後 3 時 44 分
出席委員	馬場 酒井 奥村 富谷 平本 小松 欠席:明田委員長		
理事者 出席者	[健康福祉部] 小川部長、玉記保健・長寿担当部長 [地域福祉課] 猪上課長、佐々木社会福祉担当課長、今西福祉総務係長 [子育て支援課] 広瀬課長、阿久根保・幼連携担当課長 [障害福祉課] 中村課長、岸田施策担当課長 [高齢福祉課] 小栗課長、高橋副課長、増田介護認定係長、松本いきいき支援係長、吉田高齢者係長 [健康増進課] 塚本課長、谷口健康企画係長、中山保健衛生係長、中村母子健康係長		
事務局	池永		
傍聴者	市民 - 名	報道関係者 - 名	議員1名(竹田)

## 会 議 の 概 要

### 1 開 会

### 2 事務局日程説明

～ 10 : 34

### 3 付託議案審査(事務事業評価選定項目を除く)

[理事者入室] 健康福祉部

(1) 第9号議案 平成26年度 亀岡市休日診療事業特別会計決算認定

<健康福祉部長>

概要説明

<健康増進課長>

資料に基づき説明

(質疑なし)

～ 10 : 41

(2) 第11号議案 平成26年度 亀岡市介護保険事業特別会計決算認定

<高齢福祉課長>

資料に基づき説明

～ 11 : 09

[ 質疑 ]

<酒井委員>

認定日数は、これまでからの経緯で改善されたのか。

< 高齢福祉課長 >

平成 26 年度は主治医意見書の提出の遅れ等により審査も遅れており、当初 103 回の予定だったが、12 回審査会を増やし 115 回にした。7 月から 9 月まで、1 回の審査会での認定審査を 33 件から 36 件に増やした。その効果で 483 件分、通常より多くできた。

< 酒井委員 >

認定作業を委託する検討はしたのか。

< 高齢福祉課長 >

審査会については委託していない。

< 酒井委員 >

行政がやるのが一番良いが、審査を委託して早くしているところもあるので、研究してはどうかという意見が出ていた。

< 高齢福祉課長 >

認定調査の委託ということか。

< 酒井委員 >

京都市が委託してやっている。

< 高齢福祉課長 >

現在も指定事務受託法人の京都私立病院協会に、京都市の新規の分については委託している。

< 竹田議員 >

酒井委員は、審査会のことを言われているのか、認定調査のことを言われているのか。混乱があるのでは。

< 酒井委員 >

認定調査についてである。他に市内に委託業者がいたら検討してはどうかという意見が出ていたが、検討はしたか。

< 高齢福祉課長 >

新規は基本的にはすべて市で行うことになっているが、京都市の法人や奈良県の上牧町に委託もしたところである。

< 奥村委員 >

認定申請と認定者の差は。申請されても認定されないことも多いのか。

< 高齢福祉課長 >

平成 26 年度は非該当が 54 名であった。

< 馬場副委員長 >

資料 P 2、サービス利用者の推移。平成 26 年度末は 3059 人となっているが、サービスを受けていない残りの 20% の動向把握をしているか。

< 高齢福祉課長 >

平成 25 年度に実施した介護満足度調査で、介護保険サービスを利用していない理由を尋ねたところ、「必要になったらすぐに介護サービスを受けたいが今は自分で頑張れる」が 47.6%、「今は家族が介護をしてくれるから」が 35.1%、「病院などへの入院により利用する必要がなくなったから」が 12.5% であった。

< 馬場副委員長 >

認定が遅いという話を聞くが、介護認定調査員の勤務形態と介護認定の関係の分析はしているか。

< 高齢福祉課長 >

まず調査に行つて、主治医の意見書を出していただいて、審査会で審査をする流れとなる。認定が遅れるのは 調査が追いつかない、主治医の意見書が出てこない、審査がさばけない、という大きく3つの理由がある。今年度については、週5と週3の人数を増やしているが、26年度に調査が遅れていたということはない。

< 竹田議員 >

申請から認定がおりのまでの日数は。

< 高齢福祉課長 >

新規が37日、区分変更が35日。更新申請が44日。年間平均であり、月によっては30日未満の時もある。

< 竹田議員 >

医師の意見書について、医師会との連携・働きかけは。

< 高齢福祉課長 >

医師会に直接はしていないが医師への催促はしている。急ぐケースについては、病院に電話をしている。

< 竹田議員 >

新規はそう難しくないが、現場では区分変更の給付の段取りが難しいと聞いている。1日でも早い方がスムーズにいくので、一層努力を願う。

< 高齢福祉課長 >

新規申請が最近増えてきている。最近、地域医療連携室が、入院して1カ月ぐらいすると、状態も安定しないうちから申請に来られることもあると聞いている。

< 竹田議員 >

措置による対応は、平成26年度は何件ぐらいあるか。

< 高齢福祉課長 >

一般会計の方になるが、2件である。

< 奥村委員 >

休日急病の関係で、繰入金の400万円の額は適正と考えるか。

< 健康増進課長 >

例年400万円としている。26年度は12月から1月にかけてインフルエンザが大流行した。2月、3月まで流行するのではないかとこの恐れもあり、補正で減額できなかった。その前年度については300万円の減額補正をした。インフルエンザ等の流行状況によって、減額補正の有無を判断している。

< 奥村委員 >

本来病気が流行ったら、一般会計から繰り入れする必要がないのでは。

< 健康増進課長 >

病気がはやり、医療費が上がったら診療収入として入ってくるが、予算としては使えない。社会保険、国民健康保険等の保険者から入ってくる収入は、2カ月遅れで順次入ってくるので、どうしても補正予算対応に間に合わない。

< 奥村委員 >

繰越金が600万円を超えた時点で、特別会計も繰入をできるだけ抑えたらどうか。

< 健康福祉部長 >

春先にインフルエンザや気管支炎等の病気が多くある。そうした中、当月で出発しようとする数百万が必要となる。財政とも協議し、そうした当面のお金として400万円は必要だと設定している。病気の流行は予測しかねることもあり、3月末

か4月頃にならないと判断ができない。歳入として保険料が入ってくるのも2～3カ月遅れなので慎重にならざるを得ない。できるだけ補正対応はするが、理解いただきたい。

[ 理事者退室 ]

～ 11 : 30

< 休憩 11 : 30 ~ 13 : 00 >

[ 理事者入室 ] 健康福祉部

( 3 ) 第6号議案 平成26年度 亀岡市一般会計決算認定 ( 健康福祉部所管分 )

< 健康福祉部長 >

概要説明

< 各担当課長 >

資料に基づき説明 ( 歳出 )

～ 14 : 36

< 各担当課長 >

資料に基づき説明 ( 歳入 )

～ 14 : 50

< 休憩 14 : 50 ~ 15 : 00 >

[ 質疑 ]

[ 総務費 ]

( 質疑なし )

[ 民生費 ]

< 酒井委員 >

P93、くらしの資金貸付経費。貸し付け対象は、貸し付けることにより、その世帯が自立更生可能ということであり、その場をしのぐための貸し付けではない。貸し付けることにより自立更生可能と判断した上で貸しているのか。

< 地域福祉課社会福祉担当課長 >

貸し付けの申し込み時点では判断が難しいが、10万円があることで、この局面を乗り切って次の生活につながられるという時に貸すようにしている。

< 酒井委員 >

借りると、償還のために一層苦しくなるのでは。別の方法でのサポートや生活保護に繋げていく方が良いのでは。今後も貸付金を続けていくのか。

< 地域福祉課社会福祉担当課長 >

今のところ廃止の考えはない。それでも現年6割以上の方に返していただける。急な出費に対応するケースが多い。相談を受けた時点で、くらしの資金では不十分で、生活保護や他の制度で対応する方が良い場合は、すぐに繋げるようにしている。

< 酒井委員 >

夏期や年末に限らず急な出費は発生する。通年化してはどうか。

<地域福祉課社会福祉担当課長>

長年検討をしてきたが、通年化となると、税金でやっている事業でもあり、今現在その考えはない。内容を聞いていると、お盆に帰省したい、年末に一時的に必要という相談も多いので、このままで続けていきたいと考える。

<小松委員>

P94、災害時要配慮者支援経費のふれあいネットワーク制度について、確認書類未返信者は、そのまま登録もしないのか。

<地域福祉課社会福祉担当課長>

登録しないということではない。要介護度3以上や身体障害者手帳の一定基準以上の所持者などは、全て名簿に登載する。災害が発生し、住民の生命・財産に危険がある場合は、同意の有無に関わらず救助者に情報を提供するのが法の趣旨である。ただし、見守りや防災訓練などの平常時に活用する場合は同意が必要であり、そのための同意である。不同意者や未返信者にも引き続き同意を求めていく。

<小松委員>

非常時には、市から自治会などに情報提供するということが。

<地域福祉課社会福祉担当課長>

災害発生時、自治会、警察、消防、民生委員などに対象地区の名簿を渡すということである。

<酒井委員>

障害者として受けられるサービスと、介護保険で受けられるサービスが競合する場合、どのような案内をしているのか。

<障害福祉課長>

基本的に65歳になった時点で、介護保険法の中に、障害と同等のサービスがある場合は、介護保険法を優先することが法律で示されている。65歳になられる3カ月ほど前から案内をして、介護認定の審査を受けていただくように案内している。

<酒井委員>

どういう法律のどこに書いてあるのか。指示されている以上、負担が軽い方を選ぶことはできないということか。

<障害福祉課長>

法律に基づく施行規則の中で、厚労省から、通達を含めてそういう事務取扱が来ている。介護認定を受ける・受けないは最終的に本人の意思になる。中には、勧めても介護認定を受けず、障害のサービスを引き続き利用している人もいる。

<酒井委員>

法律の中に書かれているのではなく通達なのか。

<障害福祉課長>

総合支援法の中で障害のサービスが規定されている。その施行規則や通達を含めて、取扱がおりてきている。

<酒井委員>

利用者に十分説明した上で選択させているのか。

<障害福祉課長>

基本的に介護保険法のサービスは、加齢に伴う介護が必要な状態ということになる。それまで障害のサービスを受けていた方は、加齢ではなくて、障害によるサービスが必要であったということになる。ただ、障害をお持ちの方も加齢による部分も出

てくるので、65歳を超えた時点で介護認定の審査を受けていただき、医師の診断書等により、加齢による部分と認められたものは介護保険が優先となる。あくまで障害ゆえの必要なサービスだと認められた場合は、障害のサービスを引き続き利用できることとなる。

<奥村委員>

P118、長時間保育経費について、長時間保育助成金8200万円の歳入は、保育料の中に入っているのか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

全て市の財源である。

<奥村委員>

長時間保育は保育料に反映していないのか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

保育料を含めた市の財源である。

<奥村委員>

長時間保育をやっていてもやっていなくても同じ保育料なのか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

保育料は変わる。

<奥村委員>

どのくらい変わるのか。

<子育て支援課保・幼連携担当課長>

階層が分かれているので人それぞれだが、差が大きいものは月額3000円ほどの差がある。

<平本委員>

P128、セーフティネット支援対策事業経費。就労していない人について、フォローはしているのか。

<地域福祉課長>

就労支援員やケースワーカーが支援を続けている。意欲がある方でも希望する職に就くことが難しいことがある。

<平本委員>

希望する職種に就けないから就労しないのか、したくてもできないのか。

<地域福祉課長>

年齢にもよるが、若い女性の場合、子供がおられて短時間勤務しか無理な場合もある。健康な男性の場合は、より多くの収入を求めて正職員を探されるケースがあり、なかなか希望と一致しない場合がある。しかし、雇用情勢は段々良くなってきているので、稼働年齢の保護申請は減ってきている。

<平本委員>

生活保護を受けている人数から考えると31人は少ないのでは。他の人は、就労される意欲はないのか。

<地域福祉課長>

意欲はあっても、心身の故障によって医者から就労不可とされている人も多い。65歳以上はほぼ就労が難しい。

<小松委員>

P105、緊急通報装置とはどのようなものか。

<高齢福祉課長>

センサーがついており、36時間通過がなければ連絡がいて、セコムが駆けつけることになっている。ペンダント型もあり、ボタンを押すとセコムに通じる。出動件数は26年度276件で、誤作動が262件、緊急搬送が14件である。

<小松委員>

自己負担はあるのか。

<高齢福祉課長>

無料である。

<小松委員>

希望者は全員設置が可能なのか。

<高齢福祉課長>

68歳以上の一人暮らしの高齢者が基本である。また扶養義務者による安否確認が常時取れない人が対象である。

<小松委員>

P120、要保護児童対策経費。相談件数89件とあるが、過年度と比較して増えているのか。

<子育て支援課長>

過去5年間比較すると件数は増えている。

<小松委員>

児相との関係は。一般市民が虐待を疑った時はどこに相談するのか。児相にも連絡できるのではないか。市との関係は。

<子育て支援課長>

お互い連携を図りながら進めている。どちらに連絡が入っても繋いでいるのが実情である。

<馬場副委員長>

P93災害時要配慮者支援経費の名簿作成に係るシステム導入業務委託経費と、P102社会的孤立防止対策事業経費の名簿作成に係るシステム導入業務委託経費を合わせると693万円だが、この出所は。補助制度が異なるのか。

<地域福祉課社会福祉担当課長>

社会的孤立防止対策事業は、平成26年度は国庫補助10/10だった。最終的には京都府の基金があたっている。まずこれを優先し財源として確保した。災害時要配慮者は、見守りが必要な方々と十分に重なってくるものであり、国への補助申請でもこの内容が認められた。名簿作成は市町村の義務なので、450万円を超える部分は単費とした。

<竹田議員>

生活保護について。ケースワーカー1人が担当する人数がオーバーしていると聞かすが、平成26年度の状況は。

<地域福祉課長>

平成26年度は1人当たり80件を超えていた。平成27年4月から1人増員になったが、7月末に退職された。後任の人材の確保に苦慮している。1人欠員のため、臨時職員を10月1日から採用する予定である。来年度は9人体制で要望したい。

<竹田議員>

就労に向けた部分や生活の安定、いろいろな突発的な対応という意味で、1人でもオーバーすると大変である。しっかり要望をしていただきたい。

<酒井委員>

P 1 0 6、老人クラブ育成経費。加入者は増えているのか。

< 高齢福祉課長 >

平成 2 5 年度から平成 2 6 年度にかけては、1 クラブ減少し、会員数は 3 0 0 1 人から 2 8 4 8 人になった。いずれも減少している。

~ 1 5 : 2 5

[衛生費]

< 小松委員 >

P 1 3 3、地域医療連携推進経費。家での看取りが注目されてきたが、亀岡では訪問医の数は十分足りているのか。

< 健康増進課長 >

1 7 カ所の医院が、往診の対応をされている。

< 奥村委員 >

P 1 3 2、病院事業会計負担金。これに充てる収入の部分で、交付税措置額は。

< 健康増進課長 >

交付税措置分は、2 億 2 9 6 1 万 4 千円である。

[労働費]

( 質疑なし )

[歳入]

( 質疑なし )

< 馬場副委員長 >

P 1 2 1、特別保育事業経費。成果・実績に掲載されている事業について、具体的な保育所の名前を記載した資料を請求したいと考えるがどうか。

< 了 >

< 馬場副委員長 >

資料の提出を願う。

[理事者退室]

~ 1 5 : 3 0

< 酒井委員 >

自由討議を希望する。

[自由討議]

< 馬場副委員長 >

障害と介護保険の関係。生活相談などで、加齢に伴わなくても 6 5 歳になったとたんに介護保険にまわるように言われるという話を聞く。加齢に伴った障害でないものは、もともとの障害でいけるということであった。重要な原則を話されたと考える。

< 酒井委員 >

説明はそうであっても、窓口の実態を把握する必要があるのでは

< 富谷委員 >

現場では、障害があっても、65歳以上になったら介護保険が優先されるので介護認定を受け、その中で、重複しているサービスは介護保険で、介護保険にないサービスは障害のサービスでとしていた。認定を受ける方向で進めていかれると考える。

< 馬場副委員長 >

介護保険を優先するということか。

< 富谷委員 >

そうである。現場は介護認定の方向に進んでいるように感じる。

< 竹田議員 >

障害福祉と高齢者福祉の大きな違いは、障害福祉は天井が高いということである。介護保険制度では週2回2時間しかヘルパーが来ない場合であっても、障害福祉の場合は月34時間くらい来てもらえる。そういう人が介護保険の制度で、自分でできると判断された場合のクレームが非常に多い。客観的に見たら、そこまでは必要ないという人まで入れている現状が障害福祉にある。その場合、介護保険に移行した時は明らかにサービスが低下する。今までが良かったのだとするかどうかの判断が難しい。一番大きいのがヘルパーの時間であり、例えばUSJへの移動支援として障害福祉ではヘルパーに8時間ほど来てもらえる。社会性の獲得という1つの意義はあるが、それを当然の権利とするのもどうか。国でも、それはおかしいと見直しの方向で研究会が始まった。障害者総合支援法第7条での書き方は、介護保険に移行するとは書いておらず、介護保険にあれば給付しないとなっている。常任委員会のひとつの研究テーマとするのも良いのでは。

< 馬場副委員長 >

介護保険法では、必ずしも介護保険でいくべきという強制ではないと考える。サービスをきちんと受けられるようにするのは大事である。

< 酒井委員 >

障害福祉のサービスを受けなくてもやっていけるのに受けている人がいるということか。

< 竹田議員 >

介護保険のサービスから見ればうらやましいサービスがあるという量の問題である。障害福祉は65歳以上でサービスを受けていても一銭も要らない。一方、生活保護を受けていても介護保険料は支払わなければならないし、実費負担の問題もある。費用面でもいろいろな差がある。亀岡市の対応はまだ良いのではと感じる。

< 酒井委員 >

担当者の判断で良いことをされているが、人によっては65歳で機械的に介護保険を勧めていく。どういう違いがあって負担がどうなるかの説明なしに勧めていくと不信感につながるので、きちんと趣旨を説明した上で勧めなければいけない。

< 竹田議員 >

障害のない人が加齢に伴う脳梗塞をした場合は介護保険にせざるをえないが、もともと身障で入浴サービスも受けていたような人は継続すべきだと考える。サービスが低下しないように市町村の責任でやるということになっている。そこを機械的にしていくのはどうか。3カ月前から情報提供をされると言われているが、そこはより丁寧に行っていく必要がある。

~ 15 : 42

< 馬場副委員長 >

明日は10時から行う。事務事業評価の資料を持参願う。

< 酒井委員 >

明日の事務事業評価の敬老事業について、出席率の母数は自治会加入者なのか、地域全体なのかを知りたい。明日までに聞くということで決定いただけるか。

< 馬場副委員長 >

当日、質疑されたい。

< 酒井委員 >

そのようにする。

~ 15 : 44